税関様式C第5642号

## 輸出 (積 戻 し) 差 止 申 立 書 (保護対象商品等表示等関係)

	40 11 00 12 7
整理	No
_	

令和 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】住所氏名又は名称

法人番号又は国籍 (連絡先) 担当者 電話番号 電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の4第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり、輸出(積戻し)差止申立てをします。

記

## 1. 認定手続を執るべき税関長 【開示】

( 函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区 ) 税関長

## 2. 輸出(積戻し) 差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容

<ul><li>※ 保護対象商品等表示</li><li>等の種類【公表】</li></ul>	□ 不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示(需要者の間に広く認識されているもの) □ 不正競争防止法第2条第1項第2号に規定する商品等表示(著名なもの) □ 不正競争防止法第2条第1項第3号に規定する商品の形態 □ 不正競争防止法第2条第1項第17号に規定する技術的制限手段 □ 不正競争防止法第2条第1項第18号に規定する技術的制限手段
<ul><li>※ 経済産業大臣申立時 意見書の発行年月日及 び番号【開示】</li></ul>	
<ul><li>※ 商品等表示等の内容</li><li>【公表】</li></ul>	
使用を許諾し又は許諾 されている者(申立人を 除く)【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号) (許諾の範囲)

3. 輸出(積戻し)差止	申立てを行う侵害すると認める物品の品名等
※ 品名【公表】	
品名の特定事項【開示】	
輸出統計品目番号(9 【開示】	桁)
4. 侵害物品と認める理	· 上由 【開示】
*	
5. 識別ポイント 【開	示の可否:□可、□否】
*	
6. 輸出(積戻し)差止	申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】
	月 日から令和 年 月 日まで 和 年 月 日まで F間
<ul><li>7. その他参考となるべ</li><li>(1)侵害すると認める</li></ul>	き事項 物品の輸出(積戻し)に関する参考事項 【不開示】
予想される輸出者	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号)
その他特定又は 想定される事項	仕向人 仕向国 その他
(2) 訴訟等での争い 輸出(積戻し)差止り 争いがある場合は、	【開示】 申立てに係る保護対象商品等表示等の内容について争いがある 【□有、□無】 その争いの内容
(3) その他の参考事項	[ 【開示の可否:□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

## 8. 添付資料等

*	経済産業大臣申立時意見書 【開示】
	識別ポイントに係る資料 【開示の可否:□可、□否】
	裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】
	弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書 【開示】
	その他の資料 【開示の可否:□可、□否】 (営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対して発した警告書等)
	代理権に関する書類 【開示】
	上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください(経済産業大臣申立時意見書には、当該意見書を申請した際の資料を添付してください)。
  - 2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
  - 3. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
    - (1)【公表】項目

原則として、税関ホームページ等で公表されます。

(2)【開示】項目

認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。

- (3) 【開示の可否】項目
  - 申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
- 4. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により提出してください。